

庭訓往来抄「蠶養」の注として見える一説話

— 蚕影山の縁起 —

前 澤 明

まえがき

この稿は、庭訓往来抄の寛永八年版本以下、同系統に属する諸本において、その注釈として用いられている数多くの説話のうち、卯月五日状「蠶養」の注として見える説話が、常陸国筑波郡蚕影山の縁起であることを紹介するものである。

蚕影山の縁起を伝えるものとしては、これまでに、近世の版本に載せるもの、及び、口承により、関東地方を中心に現在まで伝承されているものがあることが知られていた。

また先学の説として、この説話が中世において成ったものであろうという推測が立てられていたのである。

この推測を証するものとして、永祿元年書写の年記を有する「戒言」が存在する。これは、昨年横山重氏により刊行された「神道物語集」の中に翻刻されているものであるが、そ

の内容は蚕影山の縁起に他ならない。即ち、これまでに知られた限りでは、この縁起の最も古い伝えなのである。

ここに紹介する庭訓往来抄所収のものは、「戒言」とはほとんど一致した文章をもっている。したがって、「戒言」における一部の脱落箇所は、これによって填めることが可能である。即ち、この二本を合せ用いることによって、初めてこの縁起譚の古い姿を視ることを得るのである。

よって、庭訓往来抄所収「蠶養」の注全文の翻刻を行うこととする。

筆者は数年来、庭訓往来の抄に関心を払ってきたものであって、この稿により、これまであまり利用されることのなかった、庭訓往来抄の注釈について、その資料的価値の一端を示し得るならば幸いである。

正月五日状に、

天竺佛性国の大曇王の話。

正月六日状に、

田村が、鈴鹿山の阿黒王を討ち、立烏帽子を妻とした話。

天竺黒冑山の八田鬼と舊室婁という墓の話。

卯月五日状に、

太唐の王範の話。

禹風と狸々の話。

聖徳太子が市を立て初められた話。

干将鍔師の子、眉間尺が親の敵を討つ話。

蠶養の始めの話。

深草帝の代、仙洞の女房の産みし子猿樂の始めとなる話。

越王勾踐と呉王夫差との話。

卯月十一日状に、

聖徳太子の盲目の姉裁田姫の話。

七月五日状に、

天竺太羅国の波斯匿王が、鹿王と契り斑足王を儲けた話。

八月七日状に、

弘法大師が、太唐の恵果和尚より三密の法形を受けた話。

八月十三日状に、

九州大隅の八幡の本地が釈迦如来と知られた話。

九月 日状に、

項羽が高祖を討たんとしたが、樊噲の為に妨げられた話。さらに短いものをも詳しくあげれば、数にして、右にあげ

庭訓往来については、石川謙氏に、教育史的見地からの労作、「庭訓往来についての研究―教科書の取扱方から見た学習方法の発達―」（昭和二十五年刊）があり、鈔の諸本等についても詳細である。氏の説かれるところによれば、庭訓往来の注釈のうち、文字を主とする鈔について、

(一)室町時代より書写をもって伝えられた諸本の一群。

(二)最初の版本として、寛永八年（西暦一六三一年）に開板されたもの、及び、以後の同一系統に属する版本群。

(三)（一）、（二）の注に基き、新たに批判を加えて成った、元禄十五年（一七〇二）刊「庭訓往来諺解大成」（永井如瓶子）以降の版本群。

の三大別を施すことができる。

これらの諸本のうち、（一）、（二）類の本において、その注釈のうち、種々の説話、ことに神仏あるいは行事の由来、事物の起源や民間語源等の起源説話を多く用いていることが著しく目につく。その説話の一に対し、既に教育史の立場から、石川謙氏に「情ないほど荒唐無稽な傳承説話にすぎない（中略）長々しい割註」との評言^注があるが、筆者としては、説話史あるいは文藝史のために、これら説話を含む注釈文から、とつてもつて加うべきものは少からずあると考えるのである。

いま、寛永八年版本の注釈のうち、ややまとまった叙述を有する説話のみあげるならば、次の如きである。

た数の二倍以上もの説話が含まれていることとなる。

これらの説話の叙述は、長短、あるいは繁簡の程度において、区々であるが、そのうち最も紙数を費しているものが、ここに取上げる「蠶養の始めの話」である。

卯月五日状「蠶養」の注として、蚕影山縁起を用いることは、(二)の類の本にのみあって、他には見えない。(以下、煩を避けて右の注を「蠶養」と略称する。)

この類の本は、石川氏の労作によれば、寛永八年開板の版本を最初のものとして、以後、それと同一の序文と注とを有し、体裁のみを改めて再版されたものであって、天保年間までに、刊記あるもの七版、刊年不明のもの四版、の十一種ほどが刊行されているといわれている。

筆者の見ることを得たこの類の版本は、以下に掲げる九種のものである。

寛永八年版本 (国立国会図書館蔵)、寛永十六年 (一六三九) 版本 (東京大学国語研究室蔵)、慶安二年 (一六四九) 版本 (東書文庫蔵)、承応二年 (一六五三) 版本、同三年版本 (いずれも東京大学国語研究室蔵)、明暦元年 (一六五五) 版本 (筆者家蔵)、万治元年 (一六五八) 版本、同二年版本 (ともに国立国会図書館蔵)、松會開板とのみあって刊年不詳の一本 (静嘉堂文庫蔵)。

これらのすべてを細部に亘って精査する暇を得なかったが、当面の「蠶養」の注について見るに、大きい異文を有す

るものはない。寛永八年版本と慶安二年版本との比較では、その体裁上のへだたりはかなり大きい、「蠶養」の注での異同はさまざま多いものではない。十七箇所ほどに各一字ずつの校異があるが、多くは、脱落、補入、衍字訂正、表記上の小異等に過ぎない。振仮名について、その施された箇所が相互に異なること、また濁点の有無が、やや目立つ程度である。

蚕影山の縁起譚が庭訓往来抄のうちに収められていること、及び、これに関連したことがらの指摘としては、管見に入った限りでは、櫻井晩翠氏の「日本一社蠶影神社御神徳記」(昭和四年刊 蠶影神社奉齋會発行 大日本蚕糸会蔵本がある)において、次のような言及がなされているのみである。

「抑も當神社は我國養蠶の始にして、筑波名跡誌に神郡豊浦は日本養蠶の始めなりとあり、又庭訓古鈔・養蠶秘録にも常陸豊良と云ふ所養蠶の始めなりとあり、豊良は豊浦の轉訛なるべし。」

ただし、右に「庭訓古鈔」と呼ばれている書が、室町期以後、書写をもって伝えられた鈔本の一をさすのであるか、あるいはここに紹介する如き寛永八年以降の版本中の一をさすのであるかは、不明である。また、右に言う「養蠶の始め」が、後述するような金色姫流離譚の一部として説かれているのかについても不明ではない。この縁起譚の内容を論じられた章においても、参照されているのは後述の「養蠶秘録」と「蠶史 前編」(大塚良太郎氏編 明治三十三年刊)とであ

つて、「庭訓古鈔」についての言及を見ない。(なお、「筑波名跡誌」は未見であるが、国会図書館蔵「筑波山名跡誌」―上生菴亮盛・安永八年刊―には、蚕影山を「日本養蠶の始」と謂っている。)

二

蚕影山縁起を伝えるものとして、これまでに知られていたものには、次にあげる諸書に収められたものと、口頭伝承によって現在まで伝えられているものがある。

その大略を以下に述べる。

(一)「蚕影山略縁起」 大日本蚕糸会蔵本。六丁ほどの簡単な半紙本である。巻尾には、

常陸國筑波山麓神郡郷 豊浦古号館之里 別當 桑林寺

とのみあつて、刊時は不明である。文面等より推すに、江戸後期の板行であろうと思われる。前引の「御神徳記」には翻刻されているが、これまで、ほとんど知られていない書である。次に、その内容を要約して掲げる。

「欽明帝の御時、北天竺の旧仲國霖夷大王の王女金色姫は、継母によって四度の流離に遇う。父王は、この国にて憂目にあうより仏法流布の国に行き衆生を濟度せよ、とて姫をうつほ船に入れて海に流す。姫は常陸國豊浦湊に漂着して、浦人権大夫にかしづかれるうち、病に没する。やがて小虫と現じ、大夫の夢に告て繭となる。蚕の四眠は、姫の生前うけた四度の苦難をまなぶのである。筑波山の神剝道仙人と現じ来り、糸となすことを教え、権大夫富貴とな

る。これ日本の蚕養の始めである。また、欽明帝の皇女各耶姫筑波山に飛行し給い、神となり、始めて神衣を織る。託宣して、吾は金色姫なりと言ひ、また富士山に飛行し、竹取翁たちは拝んだという。大夫は姫を祭る。これが蚕影山大権現の原始である。(以下、地名由来、縁日のことを述べ、関東の養蚕家の神徳を蒙ることを説く。)

この筋立ての中心は、継子苛めとうつほ舟漂着譚によつて養蚕起源を説くことであろう。他方において、これと同じ筋立てをもつ昔話、あるいは和讃などの口頭伝承が、関東地方を中心とする各地に行われていることが報告されているのである^{注二}。この筋立てをもつ説話を、いま仮りに金色姫説話と名づけることとする。

口承される金色姫説話のうちには、やや変化した類話と見るべきものもあつて、そこには、所謂馬娘婚姻譚系統の養蚕起源説話との接合が推定されているものもある^{注三}。しかし、多くの場合は、蚕影山からの信仰弘布に伴つてこの縁起譚が流布され、それが次第に形を簡略なものに変えつつ口承化し、残留しているものと見做し得る。これを証する採集報告が三多摩地方において行われており^{注四}、また、「御神徳記」にも、これを裏付ける記述が見える^{注五}。

(二)「富士山の本地」所収「常陸國筑波権現之事」延宝八年(一六八〇)刊「室町時代物語集第二」に翻刻されている。本書については、最近春日宣氏が、箱根二所権現の本縁譚

との関連を説かれた^{注六}。「略縁起」及び、以下の書の伝えに比して、独自の内容を有する。筋立て上かなりの変化があり、継子苛めの部分等への、題材の付加が目立つ。それらの題材の一端は、中世説話、ことに本地譚、継子苛め譚のうちに頻出する「型」通りのものであって、説話の形成と流転の一相を見るべく、興味深いものがある。かくや姫の名は見えないが、ヒロイン金色皇女は富士山に垂迹する。

(三)「廣益俗説辨」(井澤蟠龍子) 附編卷六雜類蟲介所収「蚕食の始^{はじ}の説」享保七年(一七二二)刊 統国民文庫に収載。かくや姫のことは見えない。「俗説云」として、金色姫説話と同内容の簡略な筋を載せる。後述する如く、柳田國男翁がこれによって初めて蚕影山縁起を紹介され、以後の研究者もこの本を引用されることが多い。

(四)「養蠶秘録」(上垣守國)享和三年(一八〇三)刊 国立国会図書館蔵 上卷所収「天竺霖異大王の事」に、「或書云」として金色姫説話を載せて、四眠異名の起源を説く。下卷所収「真綿仕立様の事」では、「欽明天皇の皇女各谷姫常陸國筑波山に飛び去り給ひ蚕神と齋かれ給ふ」由、古書にありと述べ、ついで馬娘婚姻説話を掲げた後、「是等ハ妄説にして信用しかたし」と謂っている。大塚良太郎氏の「蠶史」、村島渚氏の「蠶神考」(昭和八年刊。この書のみが、かくや姫に注意を払っている。)小野武夫氏「日本農

民史語彙」、今野田輔氏「馬娘婚姻譚」に参照されている。(五)これらのほか、「蠶飼養法記」(野本道玄)元祿十五年

(一七〇二) 弘前織會所蔵版(大日本蚕糸会に覆刻本がある。)のうちには、蚕影山縁起譚に関係あると見られる、次の如き叙述がある。

欽明天皇の御宇、くれはとりあやはとりが異国より渡り、御門の姫宮各夜姫に「女の手わざこがよい。をり物の品々をしへさづけ奉」ったことから、「かいこやしない糸わたとりそめ織わざ」が「吾朝には始りたり」と述べる。また、「姫のおん神後にひたちの国つくばやまに跡をたれ蠶養神とならせ給ひ寒國の高山には必ちんぎあるべしとの御託宣ありかたく……」と謂っている。金色姫の名、及びその流離譚のことは見えず、四眠の異名を説く際にもその起源には触れていない。この叙述がどのような拠り所をもっていたかは詳かにしないが、技術伝播との相関をもっている点において、蚕影山縁起譚の伝承を考える上に、看過し得ないものである。村島渚氏の「蠶神考」はこれを参考されて、「養蠶秘録」と共に「夜城具蠶影神社の縁起から来たものゝやうである。」と述べられている。

三

蚕影山の縁起譚が、最初に取り上げられたのは、柳田國男翁の「うつば舟の話」(大正十五年)においてである。管見に入った限りでは、以後数次にわたって翁が「廣益俗説辨」に拠って説かれたところから、一步を進めた論といふべきものを見ない。翁の指摘された諸点は、大略次の如きである。

○ この説話は「中世の造り言ではあらうが、起源は必ずしも甚だ簡単で無い。」

○ 「蠶の由来を説く必要のあつた者は、多分は蠶の神の信仰に參與した人々であらう。」

○ 蠶の由来と「うつぼ舟の漂著とを、一見繼目も知れぬやうに繼合せたのは、別に海國に住む民の、数千年に亙つて馴らされた一つの考へ方が、働いて居たものと見るの他は無い。」(以上「うつぼ舟の話」による。)

○ 馬娘婚姻譚系統の養蚕起源説と比較されて、「形が幾分か古く、しかも結末は雙方似通うて居る。私は假に此方を蠶影山系と呼ぶことにして居るが、是が常陸の筑波山麓、こかげさんといふ御社を中心とするやうになる迄にも、もう各地に行はれて居たらしく、且つ発端が熊野本宮の中世縁起なども近い故に、古からうと私は思ふのである。」

○ 「以下蠶の四度の眠りの名のいはれを、色々として説き添へようとして居ることは、北奥州の長者名馬譚とも一致して居る。」(以上「おしら様とニコライ・ネフスキー」による。)

これらはすべて、今後この説話を考えるために示唆するのと多いものと考える。

右のうちに、蚕影山縁起譚の成立が、恐らく中世であらうと推測されているのであるが、この点について、つとに折口信夫氏は、昭和初年の弘文荘待賈古書目に「『永祿元年山城瀧本坊』の印のある『子飼の草子』という本があつて、これ

が常陸豊浦の話と同系」であらうと謂われていたという注七。

四

ところが、昨年、横山重氏によって、慶応大学図書館蔵の写本「戒言」が、「神道物語集」(古典文庫)のうちに翻刻された。この内容を見るに、全く蚕影山の縁起譚に他ならない。しかもこの本には、「永祿元稔初春下旬 八幡山 瀧本坊筆」と記されてあつて、右の折口氏が指摘されたものと恐らく同一であらうと考えられ、この縁起の古さについての柳翁の推測の正しかったことが裏付けられたわけである。

ただ惜むらくは、一部に脱丁があつて、その全貌を見ることができない。

しかしながら、ここに紹介する、庭訓往来抄卯月五日状「蠶養」の項下に注釈として収められた文は、これを「戒言」と比較するに、後述する如き若干の詞句の他は、「戒言」とほぼ一致する文章を有する、完文である。時代は降るものであり、板行されたものではあるが、これによって「戒言」の欠を填めることができる。この二本は相並んで、中世における蚕影山の縁起譚の理解に資するものと言ひ得るのである。

なお、この二本を「略縁起」と比べるに、筋立て上僅かな異りを見るに過ぎず、叙述において「略縁起」が近世風な詞句をとることの他は、表現された大要においてほぼ一致を見るといってよいのである。

いま「戒言」「蠶養」を比較するに、叙述の順序においては、全く異るところはないが、「蠶養」には、庭訓鈔という書の性格に由来するところの補入の文がある。

それは、語釈、あるいは百科知識的な補説の文である。すなわち、「穴賢」の語義について二箇所、「人皇」等についての補説、「采女」、「世ステ人」についての語釈、の計五箇所がそれである。

このほか、誤脱・竄入等は、両者それぞれに認められるが、すべて詳しくは、翻刻下欄に付した校異について見られたい。また、詞句の異同は、一例をあげれば次の如きである。

〔戒言〕 かのしまは、かいがんとて、

〔蠶養〕 彼島ハ 海眼山トテ

ところより、はるかにへたゝりて、

地ヨリ 抜群 隔テ

とおきしまなり。(四丁ウ)

遠キ島也 (三十七丁オ)

右の……と……を付した箇所に見られる如く、両者の詞句の異同は、多く、説話叙述上ほぼ同一内容を表しながら対応する、二様の表現なのである。

平仮名を主とし、ごく僅少の漢字を用いて表記されている「戒言」では、所謂和文調の詞句を比較的多く用い、漢字片

仮名交りの表記をもつ「蠶養」においては、所謂和漢混淆文的の語句を以ってあてていることが、顕著な傾向として指摘できる。

む す び

「戒言」と「蠶養」とについて、細かい討究を行うこと、及び、両者によって蚕影山縁起譚を詳しく考えることは、他日に譲る。

庭訓往来抄の注のうちに、蚕影山縁起が収められていることは、この説話の流伝史上意義少なしとしないが、他方、この鈔がそれら起源説話等を注として多く用いていることについては、注釈史上の一箇の問題として考察すべきことがらである。

また、庭訓往来抄が、当代の規範の百科知識を授けようとする目的に立つ啓蒙の書であり、いわば、今日に行われる、ことばの辞書兼百科辞典に近い有用さをもっていたと思われる故に、この注を、ただに文藝史の資料とするのみならず、広く各分野に互って用いられるべき価値あるものと考え、すべて今後の課題とする。

注

一 「庭訓往来についての研究―教科書の取扱方から見た学習方法の発達―」七九ページ。及び、同書八七ページ参照。

二 関敬吾氏著「日本昔話集成」は、「蚕の出来」(第二部本格昔

話1 十一婚姻・美女と獣 一〇八B)として、(一)岩手県下閉伊郡岩泉村 (二)山梨県西八代郡上九一色村 (三)長野県南安曇郡明盛村において採集された三種の昔話をあげる。うち(一)は、固有名詞を省く他は、金色姫説話の筋立てをほぼ完全に有する。その他、注三、四所引の報告が参考となる。

三 今野田輔氏の「口承文芸と祭文」(「馬娘婚姻譚」―昭和三十一年刊―所収)は、遠野物語拾遺七七のうちの昔話によって、この推測を立てられている。

四 村上清文氏「東京府に於けるオシラさま」(民俗学第五卷第十一号)は、最も詳しく、かつ好資料に富む。安西勝氏「蚕神信仰論」(国学院雑誌第六十二巻第一・二・三号)には、神奈川県津久井郡、高座郡からの採集例がある。また、金田一京助氏に「関東のオシラ様」(民俗学第五巻第十一号)の報告がある。

五 注三、四所引のものに、蚕影山から巡回する「坊さん」により絵解きを用いて蚕影山縁起の「お談儀」が行われたこと、及び、金色姫の絵や、縁起中の人名、あら筋を載せるお札等の配布がなされたことなどが報告されている。「御神徳記」は、金色姫受難図の掛軸五種の写真を収め、また、「甲信陸野武総諸州に出張祭典を執行」したことを述べて、右の裏付けとなっている。

六 「本地物語の考察―二所権現を中心として―その一・二」(国学院大学日本文化研究所紀要第七・八輯) また、白田甚五郎氏は「富士山の本地」と「金色姫和讃」との関連について言及されている。(「神話伝説における象徴性」雑誌国文学第六巻第一号)

七 「馬娘婚姻譚」一八六ページ。なお、折口氏所見のものとは、「弘文莊待賈古書目」第十二号(昭和十三年十二月刊)所収の「こがひの草子」と題する記事であろう。

翻刻について

底本として、国立国会図書館蔵、寛永八年版「庭訓往来註」(内題)を用いる。奥付に、「寛永八年八月吉辰日」とのみある。題簽、版心、及び巻末には「庭訓抄(鈔)」となす。上下二冊。上冊四十九丁、下冊五十五丁。

卯月五日状「蠶養」についての注は、その上冊第三十五丁表より第四十二丁裏に及ぶ。注の字詰は、一面に約二十七字十二行詰。

以下にその全文を翻刻し、脚注として、「戒言」との校異を掲げる。

翻刻に当り、次の点に意を用いた。

表記については、それ自身が資料の一部面をなすものであることを考え、印刷上能うかぎりは、原形を忠実に再現することに努めた。明かに底本の誤りと見られるものも、改めることをしなかつた。清濁、振仮名、仮名遣、送仮名は、すべて原本のままとした。

底本に用いられた漢字の字体のうち、今日の慣行に比して異体と見做されるものについては、便宜次の例の如く、通行の活字体のうち、最も近似したものを用いることとした。

すなわち、

○悪・萃・鬼・御・限・奇・蠶・雖・筑・恐 などの異体は、
悪・萃・鬼・御・限・奇・蠶・雖・筑・恐 の如くにした。

○「姫・姫」「養・養」の如く、底本において二様以上用いられているものは、今日通行の活字体に、一致、あるいは、最も近似する一体を採用した。

仮名の字体のうち、今日用いられない「子」「せ」は、「ネ」「セ」の形に改めた。合字として「氏」及び、これに濁点を加えたもの、「メ」の三種が用いられているが、ここではそれぞれ「トモ」「ドモ」「シテ」とした。

原本の丁数は、翻刻本文の各丁表、裏が終わるごとに、括

弧の中へ丁数を記して挿入した。

脚注に「戒言」との校異を示すにあたって、仮名遣、清濁、開合、及び音便に関しては、一切省略した。

本文中に付した*印は、「戒言」では、その箇所、脚注欄の*印の下に出した詞句を有することを示す。

また、本文に「」を以て囲んだ部分、及び、脚注にナシとして掲げた語句は、「蠶養」にのみ存し、「戒言」においては欠くものである。

翻 刻

寛永八年版「庭訓往來註」卯月五日状「蠶養」の注——蚕影山の縁起——

* 蠶コガイ養ト云事大切也 抑ソレ我朝ウチノハ寒國サムクニ也此綿ワタト云事ノナカリシ始ハジメハ人悉ク寒ニツメラレ死スナリ雪ノ中ニ土ノ中ヲ兼オホテヨリ掘カウテ穴アナノ如クシテ寒ヲ禦ゴシ也ハ人ノココヘ死スルヲ見テ相伴トフ人穴賢アナカシクセヨト云詞ナリ其比ノ世ニハ寒強サムククセシ時ハ雪鬼ユキオニト云化生ケレサマノ者國土ヲ廻マリテ雪ヲ雨アメシ人ヲトリ口ニ飲ム也ハ其鬼ニ（三十五才）穴バシ知スナ能々隠カクセト云ハントテ穴賢トハ書也去サコソ秘事成ル物ヲハ穴賢可レ秘ヒト書リ抑吾國ハ天神七代地神五代マテハ人皇ナカリキ然ニ地神五代鷓鴣草ウカヤフキ葺不レ合セ尊ノ御宇ニ仁王始テ出来リ給ヒヌ神武天皇是也

* それ、 寒ニ：死スナリハさむきにつめられ、しするなり、雪ノ中ニ：雪ユキのうち、つちのなかを、如クシテハことくにして、 寒サムヨハさむきを

寒強クセシ時ハさむきこと、つよかりしときは、廻マリテハめぐりて、

其ヨリ三十餘代ニ當ラセ給フ* 欽明天皇ノ御宇ニ始テ蠶養アル其由來ヲ委ク尋ルニ昔北
 天竺國ノ中ニ舊仲國ト云國アリ其國ニ王御座ス御名ヲハ夷奕大王ト申奉ル御后ヲ光契夫人
 ト申ナリ又御息女一人御座ヲ御名ヲハ金色皇后ト申キ或時后惱マセ給事有次第ニ重ラセ玉
 ヒ遂ニ基ナク成ラセ給フ大王ヲ始奉テ多クノ采女ハ我朝云采女ト云也内裏御酒御酌ナド取
 女也公卿殿上人内殿外殿ノ臣下ヲ始メ百官六位ニ至ル迄歎ノ袖ヲカザシ愁傷ノ膝ヲ突
 事千萬ナリ中ニモ金色姫宮ノ御歎最深シ天ニ(三十五ウ)仰ギ地ニ臥シ悲ミ給ヘトモ甲
 斐モナク月日ヲ送り給フサテシモ有ベキニ非ズ又后渡ラセ御座マサデハトテ或國ヨリ后ヲ
 向ヘ參セ玉ヒケリ大王モ古ヘノ皇后ノ如クハ思召レズ白地也姫君モ繼母ノ御事ナレバ最ト
 歎ソ増リケル斯ル所ニ彼后餘ノ人ニ替テ邪見放逸ノ人也取分彼姫宮ヲ憎ミ給フ事限ナシ繼
 母ノ中ノワリナサハ彼君ヲ色々ニ讒言シ玉フ或時后ノ御巧ミニハ其國ノ傍ニ獅子孔山ト
 云山アリ彼山深山ニシテ若干ノ年月ヲ經ト雖ドモ人ノ通ヘル事ナシ其山ニ住獸ニハ獅子
 王ト云獸計多カリケリ一切ノ畜類ヲ取喰フ間鳥獸蟲ノ類一モナシ* 人倫ノ影ヲサス事ナシ
 斯ル恐シキ山ヘ姫君ヲ流シ失フベキトテ獄人ニ仰テ急ギ此山ヘ送り捨ラレヌ繼母繼子ノ中
 ト云ナガラスル無情事ヤアラント諸人申相ヒケリ去レバ姫宮ハ彼山ニ獨リ(三十六オ)
 御座テ涙ト共二月日ヲ送り給フ其山ニ多クノ獅子有ト云トモ姫宮ヲ誤リ申事モナク還テ拜
 禮シ奉リ衣食物ヲ求メテ參セ巢斯ル程ニ星霜ヲ送ラセ給フ或時彼山ノシ、ノ王來テ姫宮ノ
 前ニ跪キ頭ヲ低テ禮シ奉テ其後己ガ背ヲ向ヘテ畏ル姫宮何ナル處ヘモ載テ行ベキト

* しかるに、 御宇ニ：アルハ
 みよに、こかひあり、
 王御座スハみかと、おはします、
 夫人ハぶにん 一人御座ヲハハ
 とりまします、
 采女ハさいぢよ
 最ハことに、 御座マサデハハ
 わたらせましますまでは
 思召レズハおほしめさす、
 最トハもつとも、
 餘ノ人ニハあまりの人に
 彼君ヲハかのひめきみを、
 若干ノ年月ヲハそこはくのとしつ
 きを 一切ノハよろつの 取
 喰フハとりくふ 一モナシハハ
 つともなし、 *もとより、
 人倫ハにんげん 獄人ハもの、
 人倫ハみな人、
 御座テハましまして
 云トモハいへとも、
 事モナクハことなく
 還テ：奉リハかへりて、おがみ、
 うやまひたてまつり、 衣食物
 ハあじき 星霜ハ月日 頭ヲ
 低テハかうべをたれて、 奉テ
 其後ハたてまつりて、そのうち、
 姫宮何ナルハひめみやのいかなる

テ社^{ツカカス}ハスルラメイツチへ行ケバトテ惜^{ワレ}カル命ニテモアラバコソト思給ヒテシ、ニ打^{ウチ}乗^{ノリ}給
ヘバ餘^{ヨリ}所^トヘハ行^{ユク}ズシテ天子ノ渡ラセ給フ紫^シ震^シ殿^ノ大^ヲ床^ノニヨロシ奉テ去ヌ公卿大臣妃君ヲ見
奉リテ喜ビノ、メク事限^{カキリ}ナシ元^{モト}ノ如クカシツキ奉レバ又或時彼后ノ御態ニテ妃宮ヲ彌^{イコ}ヨ
惡^ワミ給テ此度ハ大内ヨリ遙ニ程遠カリシヤマ有夫^{オン}モ國^ノノ傍^{カタク}也鷹^{トウ}群^{グン}山^{ザン}ト云ヤマナリ獄人ニ
仰^{オホ}テ流^{ナガ}サル高^{タカ}ク嶮^{ケシ}キ山也春夏秋冬ヲ知^シズ雪^{ユキ}フル山也鷹^{トウ}クマタカノ多キヤマ也去^{サレバ}ハ鷹^{トウ}群^{グン}山^ト
(三十六ウ)ハ云ナリ其山ニモ*月日ヲ送り木ノ根ヲ枕^{マク}苙^{ラウ}ヲシトネトシ露^{ツユ}霜^{シユキ}雪^{ユキ}ヲ衾^{フスマ}トシテ
明^{アカ}シ暮^クサセ給フ是モ鷹^{トウ}トモ參^{マヒツ}テ番^{バン}ヲ仕^シリ食^{シヨク}事^ヲヲ與^ユヘ奉^{カク}ル斯^カル處^ニ帝^{ミカド}ヨリ鷹^{トウ}ヲ打^{ウチ}セラルベキ
爲^ニ此山ヘ多^ツク兵^{ツカハ}ヲ遣^{ツカハ}サルカレラ山ヘ分^{カズ}入^{カズ}人数^ノ谷^{クニ}峯^ノヲ登^{ノボ}ル然^ルニ或^ル木^ノ本^ニ至^{イタ}レバ容^{ヨウ}顏^{ザン}美^シ
麗^{レイ}優^{ユウ}シキ姫^{ヒメ}宮^{ミヤ}渡^{ワタ}ラセ給フ能^ヲ々^ク見^ミ奉^ムレハ我^{カミ}主^ヌ君^ノノ御^{ヒメ}姫^{ミヤ}宮^ノ也^{イフ}急^{イソ}ギ畏^{カコ}テ申^{マウ}ス何^{ナニ}トシテカク恐^{ヨロシ}
キ所^ニ幸^{ユキ}御^ミ成^シセ給フト申シタテマツレバ我^{ケイ}ハ継^{ケイ}母^ボノ讒^{ザン}言^{ゲン}ニ依^ヨテ此山ヘ流^{ナガ}ル、也ト宣^{ノベ}ヘバ
皆^ミ々^ク御^ミ傷^キシク思^{オモ}ヒ鷹^{トウ}ヲバトラデ此姫君ヲモリ奉^ムテ都^{ミヤコ}ヘ歸^{カエ}リ帝^{カク}ニ角^{カク}ト奏^{ソウ}聞^{モン}申^{マウ}シ奉^ムバ御^{ヨロシ}喜^ヒハ
限^{カキリ}ナシ其後ハ別^ワニ宮^{ミヤ}ヲ作^ステ居^ス置^ケ給^フヒキ后^{キス}尚^キ惡^ワキ事^ニ思^{オモ}召^シ其後ハ遠^{トウ}キ島^{シマ}ヘ放^ノサレ畢^ハヌ又^{マタ}彼^{カノ}島^ノハ
海^{カイ}眼^{ガン}山^ノト地^ヂヨリ拔^{バン}群^{グン}隔^{カク}テ遠^{トウ}キ島^ノ也^{イフ}舟^{フネ}路^ヂ三^サ日^{ニチ}路^ヂ計^{カキ}アル也^{イフ}此^{コノ}島^ニハ木^キ竹^{タケ}草^{クサ}苔^{コケ}ノ(三十七オ)
類^{タガヒ}ナシカシケタル巖^{イワ}ノミ(アリ)斯^カル所^ニ二^ニ月^{ツキ}日^{ニチ}ヲ送^{ウツ}ラセ給ヒテ久^{キウ}ク樓^ウセ玉^{タマ}ヒ或^シ時^{トキ}釣^ツノ小^コ舟^{フネ}風
ニ放^ノサレ彼^{カノ}シマニ縁^ヰ有^テケルガ此^{コノ}姫^ノ君^ヲ見^ミ奉^ムテ痛^{イタ}敷^シ思^{オモ}ヒ奉^ムリ我^ケ船^{フネ}ニ乘^ノリ申^{マウ}シ本^ホ國^ノヘ歸^{カエ}リ内^{ウチ}裏^リニ
遷^{ウツ}シタテマツル其^{コノ}後^ノハ公^{キミ}卿^{ケイ}大臣^{ニチ}日^ヒ番^{バン}ヲ盛^{サカ}シテ守^{モリ}リ申^{マウ}サレケレバ無^クレ恙^{シヤウ}御^ミ座^ザマス角^{カク}テ長^{チカ}ク成
セ給フ程^{ハジ}ニ他^タ國^ノノ王^ノヘ春^{ハル}宮^ノノ后^ノニ立^タセ給フベキ其^{コノ}聞^{キコ}エ有^ユ、シカリケル事^トモ也^{イフ}御^ミ門^{カド}ヨリ

ノ、メクハびゞめく

大内ヨリ遙ニ程遠カリシハおほう

ちより、ほととほかりし

鷹群山ハようぐんさん 獄人ニ

仰テ流サルハものゝふにあふせ

て、なかさせ給ふ、

トハ云ナリハとは、たかむらがる

山と、かくなり

*まう

枕苙ヲハまくらに、こけを

食事ハじき

御成セ給フハならせ給そ

宣ヘバハのたまへは、

別ニハべちに、

放サレ畢ヌハながされけり、

海眼山ハかいがんさん

地ヨリハところより、 拔群隔

テハはるかにへたくりて、

ノ御政道強ク御座セバ姫君ヲ人忽緒ニ申事モ御座サズ或時大王御遊山ノ爲ニ遠キ國へ幸與成セ給フ事アリ幸還十日計ノ御逗留也件ノ后此御留守ヲ嬪キ事ニ思召テ六位ト云者ヲ召寄セ金百兩取セテ宣ハク汝等ヲ深ク頼ゾアノ清涼殿ノ小庭ヲ七尺堀テ得サセヨトアリ六位ハ畏テ勅定ヲ蒙リ庭中ヲ堀間則時ニ七尺ノ穴ヲ掘立タリ又(三十七ウ)后ノ仰ニハ汝等春宮ノ金色姫*ヲ擲メ此穴へ入ヨト宣フ六位モ悲キ事ニ思ヘトモ勅ノ重ト申金銀ノサス所ナレバ不レ及レ力アヤナク姫君ヲ生捕此穴へ突埋メヲノレラハ皆々散々ニ成テ世ヲ捨テ山ニ入墨ノ袖ニ身ヲ作彼御菩提ヲ吊ヒ奉ル也后ノ宮ハ世ニ思フ事ナク嬪敷思召サレケリ角テ十日計シテ大王ハ他國ヨリ還御成セ給フ帝ノ仰ニ姫ハト御尋アリ諸人知奉ヲ由申ス又ヤト思召テ急ギ春宮へ入御成セ給ヒ窺覽アレバイツヨリカホバシマサルラン神サビテ人モナシ近キ方様ノ女房采女へ御尋アレトモ誰知奉ルト申人ナシ大王ハ重テノ御敷ノ御泪干行也ヤウノ日数モ百日計ニ成セ給ケル時餘ノ御悲サニ大王ハ清涼殿へ光儀有テ花園山ヲ御詠アリ一方ナラヌ御思ニ御涙ニ咽ビ臥沈マセ給ヒ打シホレテゾ御坐(三十八オ)シケル公卿大臣モ感涙ヲ催シ誰物云事モ無クサンコヨ静メテ居給フ處ニ清涼殿ノ御花園ノ小庭ニ俄ニ地ヨリ光サシテ殿ノ内ヲ照ス事アリ帝怪ク思召テ急ギ博士ヲ召レ占ハセラル博士申シケルハ此地ノ下ニ如何様人アリ佛ノ影向アル所カ亦鬼神魔王ノ位カ地ヨリ七尺計底ニ化シタル物可レ有ト占ヒ出ス公卿大臣其外並居タル人々一度ニ座敷ヲサツト立彼小庭ニ躍下リ我モ我モト土ヲ堀給ヘバ六位雜人モ土ヲノクル事不レ斜漸々六尺計リ堀出シ見奉ハ帝ノ

*きみ サス所ニますところ
不レ及レ力ニちからをよばず、
生捕ニからめとり、
墨ノ袖ニ身ヲ作ニすみそめのそて
に、身をなして、
彼御菩提ニかのぼだい
還御ニ御かへり 諸人ニみな人
入御ニナシ
神サビテニ物さびて
采女ニ采女 千行ニせんばん
光儀有テニならせ給ひて、
花園山ヲ花その山を、
小庭ニをにわ
殿ニごてん
サツト立彼小庭ニニはつとたち、
をにわに、
計リニナシ

御寵愛タル金色姫官渡ラセ給フ急キ守奉テ大王ノ御目ニ懸奉レバ御悦ハ無レ限姫官ニ取付玉ヒテ喜ノ御涙又セキアヘ給ハズ帝ノ仰ニハ是併継母ノ態ナルベシ此國ニ置テ每度愛目見セシヨリ如何ナル國ヘモ遣シ棄テ此國ニ無ト思ハハ中々思ヒ絶テヨカルベシトテ(三十八ウ)官人ニ仰付ラレ桑ノ木ヲ以テウツホ舟ヲ作り海邊ニ大王ト姫君行幸成テ彼ウツホ舟ニ姫官ヲ造籠給ヒテ宣ク汝ハ生レタル時ヨリモ只人ニ非ス如何様佛神三寶ノ化身也ト覺ユ此國ニ居テツラキ目ニ逢ンヨリ佛法流布ノ國ニユラレ寄テ衆生ヲモ濟度シ給フベシトテ御涙ト諸共ニ沖ヘソ推出シ給フ多ノ公卿大臣百官萬民ニ至ル迄餘波ヲ惜ミ給フコト無レ限大王ハ其マ、内裏ヘハ還御成給ハズシテ其海ノ頭リニ合浦ニツマケル原アリ此原ハ桑ノ木ノミ茂リタリ此處ニ殿ヲ何ニモ浅マシク*作ラセ給テ住セ玉フ也王位ヨバ浅間シキ事ニ思召シ世ステ人ト成テ姫官ノ召レ出サセ玉フウラヲ朝夕詠メ暮シ思ヒ明シ玉フトナン其ヨリ桑原院ト人申キ去程ニ世ステ人トハ桑ノ門ト書也(ハ世ヲスツル人トハ世捨ト書リ世ステ人ハ(三十九オ)世ノ憂キ事ヲ恨ミ盛リ成シ世ヲスツルヲ云也世ステ人トハ憂世ニ住ミ佗テ世ニステラレシ人也)去程ニ彼ウツホ船ハ蒼波萬里ヲ凌ツ、ユラレ來ナルヤヘノ鹽路イツヲイツ共白波ノウキヨニ沈ム身ノユクエ覺束ナク覺ヘケリ多ノ星霜ヲ送迎テ此秋津洲ノ東ノハテ常陸ノ國トカヤ豊良ノ湊ニ寄ニケリ其浦ニ權大夫ト云浦人アリ或時釣ノ爲ニ小船ニサホサイテ海ヅラヘ漕出ツ彼大夫此ウツホ舟ヲ見出シスハヤ浮木ノ寄ルニ社ト思薪ニセントテ浦ヘ引上打破テミレバ忝ヤ金玉ヲ墜キタルガ如クナル姫君一人御座ス夫

每度いつとも、

見セシヨリみせんより、

海邊うみのほとり 行幸み

ゆき ウツホ舟ニうつ ふねに

宣クのたまわく

流布はんじやう

シ給フベシし給ヘ

還御成給ハズシテ御かへりも、

ならせたまわず、合浦ニツマケ

ル原アリうらつゝきに、はらあ

り、殿ヲナシ

*いほりを

ト人申キとまふしき、

▽ウツホ船「底本「船」の字

に濁点を付す。

去程ニさるあひだ、

來ナルきたるなり、

星霜つゞきひ

大夫ト云浦人たいふと、うらら

大夫たいふ

忝ヤかたしけなしや 金玉ヲ

こかねのたまを 御座スまま

します 夫男かのおとこ

男見奉テ斧ヲステカシコニ倒レ伏テ漸有テ此男ノ云如何ナル人ノ汝チ只人ニ非ス名ヲ名乗
 給ヘ若シ名ヲ名乗給ハズハ御命ヲ失ヒ參ラセント申ハ姫君答テ宣ク我ハ化生ノ者ニテモ無
 シ人間ナリ舊仲國ト云國（三十九ウ）ノ王ノ娘也繼母ノ讒言ニ依リウツホ舟ニ造籠ラレ此
 蒼波ヘ浮メラレ吾レ國ヲ出シ時父ノ大王ノ仰ニ佛法流布ノ國へ行ケヨト仰ラレシ也此國ハ
 佛法繁昌ノ國ナラバ取上テ得サセヨ我涯分報答ヲセンゾ又無佛ノ國ナラバ急ギ殺セト被レ
 仰ケレバサテハ人間ノ仁ニテ御坐スヤトテ急ギ守リ奉テ我宿所ニ歸リ諾キ冊ク事無レ限此
 權大夫ハ元ヨリ子モ無キ者ナレバカザシノ花掌ノ玉ノ如クセシ也此姫君俄ニ違例ノ心地
 ヲハシケリ此年月海上ニ浮キ沈ミシ給ヒ御身ヲイタマシメ給フイトミヤ有ケンカゼノ心地
 彌ヨモラセ給フ程ニ大夫夫婦ハ前後ニツキノヒ奉リイカガハセント歎ケリ角テ姫宮ノ仰
 ニハ我國ニ在シ時繼母ノ態ニテ山々島々へ流シ失ハレツルニ不思儀ノ命助リテ是迄來テ死
 スル事モ前世ノ定レル事ナルベシ我若年ノ時ヨリ辛苦（四十オ）セシ故ニ此病ヲ受ツル也
 自基ナク成ナバ能々後ノ世ヲ憑ム也アラ餘波惜ノ大夫夫婦ヤアラ戀シノ父大王ヤト其ヲ
 最後ノ詞ニテ北芒ノ露ト消給フアルシ夫婦ハ夢ニ寶ヲ得タル心地シテ進退更ニ極マラス夫
 婦歎ノ餘ニ清ク唐櫃ヲ拵ヘ〔彼虛キ姫宮ヲ入申〕傍ニ置テ圍繞渴仰シ奉ル夫婦ガ或夜ノ
 夢ニ我ニ食ヲ與ヨ去バ自ガ國ニテ處々へ流サレシ苦ヲ爰ニテマナブヘシ後ニハ汝ガ爲ニ
 ハ恩ヲ報ズル事ナルベシト御夢想ヲ蒙リ夜モ明ヌレハ急ギカシコへ行テ彼入物ヲ開キ見レ
 ハ有シ姫宮ノ御形ハ水ト消テ骨肉ヲモ無ク元ヨリ穢ハシク臭クモナシ只小蟲ト成テ在ケリ

云いいわく、

依りよりて

仰ラレシ也のたまひしなり

報答ヲセンゾこたふへし、

被レ仰ケレバのたまひければ、

ノ仁ナシ 御座スヤありける

守りもり 宿所ニヤとへ

諾キいづき 大夫たいふ

イトミいたみ

大夫夫婦たいふふうふ

前後ニツキノヒ奉リいとやまく

らに、つきそひて、

前世ノさきのよの、

若年ノ時わかきとき

アラあな 大夫たいふ

進退いぜんご

極マラスわきまへす、

食いじき

苦ナシ 恩ヲをんをは、

穢ハシク臭クモナシけからはし

きこと、くさきこともなし、

小蟲いさいさき、むし

大夫見奉テサテハ又生出給ヒタルゾトテ悦ケル事限ナシ去レバ食物ヲ參ラセンモ穀ノ類
 ヒ是クハレズ小蟲ノ事ナレバ何ヲ以テ彼蟲ヲ養ヘキ子細(四十ウ)ヲ不レ知大夫ツクト
 ト案シ梟ハ此姫君ハ異國ノ人ニテ御座ハ巨細ヲ不レ知乍レ去姫宮ノ御國ニモ桑ノ木ノアレバ
 コソ彼舟ヲモ作りツラン一ニハ國ノ木ナレバ其ユカリト喰レモヤセントテクワノ葉ヲ取テ
 彼蟲ドモノ中ニ入ケレバ此蟲ドモ悦ビ桑ノ葉ニ取付食也去バ此木ノ葉ヲ參セヨ故郷ノ木ニ
 テアレバ戀敷思召シ聞食ル、ゾヤトテ桑ヲ參セケレハ次第ニ成長シ給フ殊ニ奇特アリ此蟲
 達桑ヲモマイラズ動キハタラキモセズシテ皆々頭ヲ一様ニ挙テワナ〜トシタル體也大夫
 モ婦モ是ハ何トテ加様ニ有ヤラント云ニ其夜ノ夢ニ告テ曰ク相構テ騒事ナカレ我國ニテ獅
 子孔山ト云山ニ流サレテ苦ヲ受シ苦ミノ堪ヘ難サニ今休ニ悩ム也加様ニスル事四度有ベシ
 吾存生ノ時一々ニ語シ其所ノ苦ヲ受テ泥ベシ其後ウツホ舟ニ乗タル迄吾ワザニスベシトテ
 夢覺ヌ(四十一オ)去社蠶ヲ養ニ始ノトマリヨバシゲメ留ト云リキヌヤヲ一ツ脱也二番メノ
 留ヲバタカメドマリト云リ其時ハイカニモ寒カルベシ三番ノトマリヨフナ留ト云也後ノ留
 リヨバ庭ドマリト云也此四ノトマリハ獅子孔山鷹群山海眼山其後ニハ内裏ノ庭ニ埋ラレ給
 ヒシヲ御悩シ給フ也庭上ドマリ一ノ大事ノ宿リ也只能々精進シテ不淨ヲ忌ベキ也此四宿リ
 シテ後マイヨ作ル事ウツホ舟ニ乗シヲ學バレツル也其比筑波山ニ一人ノ仙人アリ* 颯道仙
 人ト云リ彼仙下テ此マイヨ練テ綿ト云事ニ成テ人寒ヲ禦キ給フ也綿糸ハ此時ヨリ始レリ
 其上一人ヨリ下萬民ニ至ル迄寒ヲモ禦キ暖リヲ得ル事也其後絹綾ナント云事モ出来衣

大夫たいふ 小蟲こちゅうをさなきむし
 梟たかハければ 御座ござハましま
 せは、 姫宮ひめのみひめきみ
 一ニハひとひとつには、
 クワノ葉くわのヨクわを 食也くく
 らふなり 故郷こきやうこきやう
 次第じだいニ成長シ給フししたいに、ひ
 となり給ふ 挙テあナシ
 婦むすめうば 曰クいのたまはく
 我國わがくにわかくに 吾われわか
 休やすみニししきりに 吾われわか
 蠶かいここがひ トマリヨバとまりよばとま
 りは、 留とまりヨバよばとまりは、
 御悩ごなやシ給フし御なやませ給ふ
 庭上ていじやうドマリどまりにわのうへのとま
 り、 一ノひとひとつの、
 シテししやうじんして、 四宿しやうじやくり
 一ノひとひとつの、 *なを、
 颯道さつだう仙せんほんだう 彼仙かかのせ
 んにん、 寒さむさむき
 其上一人そのじやういちにんそれ、かみ一人
 寒さむヲモさむさむきを 其後そのちその
 ち ナントなんとなんと

裳モ美々敷ナリ來也去程ニ權ノ大夫富貴ニ成事限ナシ爰ニ又不思議ナル事有欽明天皇ノ御

(四十一ウ) 息女カクヤ姫ト申奉ルガ常陸國筑波山へ飛給テ則神ト祝レサセ玉フ國ノ人崇

メ奉リ御供備へ神酒ヲ參セ崇敬申事不レ斜或時神託ニ曰是舊國ノ主霖夷大王ノ娘ナリ此國

ハ佛法流布ノ國ナレバ人民ヲ守リ衆生ヲ濟度センガ爲ニ來リタリ吾卑キ腹ニハ宿ル事アラ

ジトテ欽明天皇ノ御子ト成タル也我此國ニ於テ齋養ノ神ト成也此國豊浦ニテワタト云事仕

出シタリ則各夜姫吾也コ、元ノ山モ不レ潔是ヨリ都近キ富士山へ攀ノボルナリトテ神ハ上

ラセ給フ其後富士山へ飛給フ竹取ノ翁達拜申臬ト云云筑波山ノ御神富士ノ權現一體分身

ニテ御座ケリ齋養神ト成給フ時ハ本地勢至菩薩ノ化身也斯ル仏菩薩ノ變作ニテ御座ス間道

ノ人ハ綿絹ヲタツ也此恩徳ヲ恐ル故也専大日遍照ノ御變作ト見タリヲロソカニモ養齋

ヲアツ(四十二オ) カフ事ナカレワタニ練シ仙人ハ靈鷲山ノ釋迦牟尼佛也等閑ニ思事無ニ

勿體次第也*

大夫ノたいふ

御供ニこくうを
崇敬ニあがめ

是舊國ニわれは、きうちうこく
人民ニにんみん

其後ニそのうち

云云ニいへり

御座ケリニおはしましけり

齋養神ニこがひのかみ

時ハニナシ

御座スニおはします

靈鷲山ニりやうじゆせん

*あなかしこノ